

○大隅肝属広域事務組合庁用自動車管理規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第4号

肝属地区一般廃棄物処理組合庁用自動車管理規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）が所有する庁用自動車を適正に管理し、もってその効率的運用と経費の節減とを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において庁用自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号の規定による自動車であって、組合の所有に属するものをいう。

（使用管理）

第3条 庁用自動車の使用については、この規程により総務介護課長が管理する。

2 前項の管理について総務介護課長は、必要な指示ができるほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（仕業点検）

第4条 運転者は、仕業前に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の規定による仕業点検を担当車両について行い、その結果を総務介護課長に報告しなければならない。

（自動車運転日誌）

第5条 運転者は、毎日の運行状況を自動車運転日誌（別記第1号様式）に記載し、総務介護課長に提出しなければならない。

（整備管理）

第6条 庁用自動車の修繕、燃料等整備については、別に定めるところにより総務介護課長が管理する。

（使用制限等）

第7条 総務介護課長は、必要と認める場合は、庁用車の使用を停止し、若しくは制限し、又は使用を変更する等適切な措置をとることができる。

（事故処理）

第8条 運転者は、事故が発生したとき法令に定められた臨機の措置をとるとともに、直ちに総務介護課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 総務介護課長は、前項の報告を受けたときは、遅延なく事実を調査し、自動車事故報告書（別記第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 総務介護課長は、事故が特に重要であると認めるときは、文書に先だち口頭又は電話で上司に速報し、その指示を受けなければならない。

(終業点検)

第9条 運転者は、その日の業務を終了したときは、点検整備を行い、異状の有無を確認してから車庫に格納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

自動車運転日誌

平成	年	月	日	曜	天候	課長		補佐		係	
登録番						運転者氏名					
行先											
用務											
同乗車 積載品											
数量等 回数											
所要時											
燃料補給量						潤滑油補給	L				
本日指示メー	km					本日走行キロ数	km				
(備考)											

第 2 号様式（第 8 条関係）

自動車事故報告書

		平成 年 月 日	
大隅肝属広域事務組合 管理者		様	
		事務局長 印	
次のとおり自動車事故が発生したので報告します。			
被害者、加害者の別		被害者 ・ 加害者	
事故の種類		転落 衝突 転覆 接触 火災 死傷 その他	
発成年月日		平成 年 月 日 時 分頃（天候 ）	
発生場所			
運転者	所属職氏名		
	当該車両の概要	車両番号	車名 年式
相手方	住所・氏名		
	当該車両の概要	車両番号	車名 年式
損害	庁用車		
	相手方		
事故状況			
当時の処置			
事故現場の見取図			
事務局長意見等			